

関係各位

関門港長

航路外待機指示の発令

関門港長は、霧のため、関門、関門第二、砂津、戸畑、安瀬、航路の視程が500m以下となったことから、港則法第14条に基づき、

19日16:15、

- 関門航路東部海域
(関門橋以東の関門航路)
- 関門橋西部海域
(巖流島南端から真方位90度に引いた線及び関門橋に囲まれた関門航路)
- 関門航路中部海域
(巖流島南端から真方位90度に引いた線及び関門航路第十五号灯浮標と同第十六号灯浮標を結んだ線に囲まれた関門航路及び砂津航路)
- 関門航路西部海域
(関門航路第十五号灯浮標と同第十六号灯浮標を結んだ線以西の関門航路、戸畑航路、関門第二航路及び安瀬航路)

を航行し、又は航行しようとする船舶に対し、「航路外待機指示」を発令しました。